

伊東市営海浜プール指定管理者業務仕様書

- 1 趣旨
- 2 事業の目的
- 3 施設の概要
- 4 指定期間
- 5 業務の内容
- 6 管理に係る人的体制
- 7 リスク分担
- 8 使用料
- 9 施設の占有許可及び目的外使用
- 10 管理に係る費用等
- 11 業務の引継ぎ
- 12 事業の適正な実施に関する事項
- 13 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

別紙 「備品一覧表」

伊東市営海浜プール指定管理者業務仕様書

伊東市営海浜プールの指定管理者が行う業務の内容及び範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、伊東市営海浜プールにおいて、指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 事業の目的

伊東市営海浜プール管理運営業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び伊東市営海浜プール条例（昭和42年伊東市条例第3号）の趣旨にのっとり、利用者への利便性の向上と経費の削減及び業務の効率化を目指すものである。

3 施設の概要

- (1) 施設の名称 伊東市営海浜プール
- (2) 所在地 伊東市湯川四丁目2番11号
- (3) 開設年月日 昭和42年3月31日
- (4) 施設の規模等

敷地面積 1,233.425㎡

施設概要

一般用プール

銅版製、淡水、長さ25m、幅13.1m（6コース）、深さ1.2m～1.4m

児童用プール

銅版製、淡水、変形広さ70㎡、深さ0.6m、スベリ台・遊具用動物模型付

循環ろ過滅菌装置

ろ過回転、次亜塩素酸滅菌

付属施設

売店（4㎡）、監視塔、シャワー、洗眼設備等

その他の施設

鉄筋コンクリート造平屋建て132㎡（更衣室、事務室、機械室、救護室、便所等）

- (5) 定員 一般用プール350名、児童用プール100名

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで 5年間

5 業務の内容

指定管理者が行う業務は次のとおりとする。

(1) 業務を実施するに当たっての留意事項

ア 関係法令、条例等を遵守し、常に誠意をもって従事する。また、言動に注意するとともに、入出場業務を敏速かつ正確に行い、利用者との摩擦を生じないようにする。

イ 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしない。

ウ 善良なる管理者の注意をもって管理業務を行う。

エ 地震等災害が生じた時は、速やかに利用者を把握し、避難場所まで誘導し、避難者名簿を作成する。また、防災・消防計画をあらかじめ策定し、関係機関と協議を行う。

オ 利用者及び地域からの苦情に対して誠意をもって対応し、速やかに伊東市に報告をする。また、指定管理者のみでは対処できない場合は、伊東市に報告し対応する。

カ 利用者等の安全確保及び施設の長寿命化の観点から、法定点検を含む、日常点検・定期点検を確実に実施し、事故防止の環境整備に努めること。

キ 施設の点検・管理運営等において、事故等が予見される場合や危険箇所等が発見された場合は、施設の使用中止等、適切かつ迅速に対処するとともに、伊東市に報告し、指示を仰ぐこと。

ク 施設を管理するために必要な関係法令等にとつた有資格者を有する。

ケ この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容又は処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合は、伊東市と指定管理者は誠意をもって協議し決定する。

(2) 開場期間及び使用時間

ア 開場期間 7月1日から9月10日まで

イ 使用時間 午前9時から午後6時まで

ウ プールの開場期間及び使用時間は、気候その他の事情により、市長の承認を得て、これを伸縮し、又は臨時に開場若しくは休場することができる。

エ プールの開場期間については、あらかじめ計画を立て、伊東市に提出する。

(3) 運営に関する業務

ア 使用料の収受に関すること。

伊東市営海浜プール条例第7条により、利用者から使用料を収受する。

イ 海浜プール利用者の指導監視等に関すること。

利用者の安全を確保するため、監視員は、一般用プールに2人以上、児童用プールに1

人以上、受付に1人以上配置する。また、監視員の疲労は最低限に抑えるよう管理する。

監視員等を対象に水難救急訓練を実施する。利用者の指導に関し、伊東市営海浜プール条例施行規則（昭和42年伊東市規則第10号）第11条の規定に基づき処理をする。また、利用者への注意事項として、下記(ア)～(キ)を提示する。

なお、下記の指導に従わなかった場合、入場拒否及び退場させるとともに、速やかに伊東市に報告する。

- (ア) プール内には監視員がおりますが、お子さま連れの方は十分注意してください。
- (イ) 付き添いのいない中学生以下の方は、午後4時で退場していただきます。
- (ウ) 体の調子が悪くなったら、水から上がり体を休めてください。
- (エ) プール内は土足厳禁です。足を洗ってから入場してください。
- (オ) プールサイドは走らないでください。
- (カ) 緊急時には、監視員の指示に従ってください。
- (キ) プールでの禁止事項は以下のとおりです。

- あ 小学生未満の方だけでの入場
- い サンオイル等の使用又は持ち込み
- う ビン、カンの持ち込み
- え 水中メガネ（競泳用ゴーグルは除く。）の使用
- お 飲酒（酔った方の入場はできません。）
- か 敷地内での喫煙

ウ 利用の促進に関すること。

施設の利用促進を図るため広報宣伝を実施する。

エ 休場の判断に関すること。

雨天、荒天で遊泳が不可能と判断したときは、速やかに伊東市に報告し、休場とする。

オ 場内売店使用許可及び管理運営に関すること。

場内売店の使用許可については、伊東市が伊東市営海浜プール条例施行規則第14条に基づき許可し、その決定に指定管理者は従い、その後の管理については、指定管理者が伊東市に代わり指導する。

カ 静岡県市町村職員共済組合との利用契約に関すること。

伊東市は、利用の促進を図ることを目的に、静岡県市町村職員共済組合との利用契約を結ぶ予定であるため、指定管理者は、その決定に従う。

(4) 施設及び設備の維持管理に関する業務

ア 施設開閉管理、点検、花壇等整備、夜間警備に関すること。

施設の開閉管理を行い、施設設備、備品等の機能維持を図り、適正な利用に供するよう日常点検を行う。

このほか、施設内及び周辺の花壇等の整備を行い、また、無人夜間警備システムを用い、施設維持管理を図る。

イ プールの水質管理（水質検査及び調整、ろ過器点検整備及び運転）に関すること。

(ア) 常に水面及び底のごみ、落し物に注意し、見つけ次第撤去する。

(イ) 水温は原則として22℃以上とする。

(ウ) 水質を常に遊泳可能な範囲で維持するため、下記の事項について検査を実施する。なお、あ、いについては毎日午前中1回以上、午後2回以上（うち1回はピーク時）とし、う～きについては毎月1回以上、くは毎年1回以上（水温が高いとき、遊泳者が多いとき）とする。

あ 遊離残留塩素濃度は、0.4 mg/L 以上であること。また、1.0 mg/L 以下であることが望ましいこと。

い 塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1 mg/L 以上0.4 mg/L 以下であること。また、亜塩素酸濃度は1.2 mg/L 以下であること。

う 水素イオン濃度は、pH 値5.8以上8.6以下であること。

え 濁度は、2度以下であること。

お 過マンガン酸カリウム消費量は、1.2 mg/L 以下であること。

か 大腸菌は、検出されないこと。

き 一般細菌は、200 CFU/mL 以下であること。

く 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね0.2 mg/L 以下が望ましいこと。

(エ) ろ過器の洗浄は、1日に1回～2回行うこと。また、始動・停止時に企業による点検を行う。

ウ 場内の清掃及び衛生管理に関すること。

常に清水を用いて清掃を行い、場内を清潔に保ち、衛生的な環境を利用者に提供する。

エ 施設・備品の管理に関すること。

(ア) 指定管理者は、管理者を明確化するため、伊東市営海浜プールの入口及び施設内に

管理者名と連絡先を表記した管理看板を設置する。

- (イ) 施設の大規模な修繕は伊東市が行うものとし、小規模な修繕は、指定管理者が行うものとする。詳細については、指定管理者の指定後、協議により決定する。
- (ウ) 伊東市営海浜プールで現在使用している伊東市の備品は、無償貸与する。なお、伊東市の備品については、別紙「備品一覧表」のとおり。詳細については、指定管理者の指定後、協議により決定する。
- (エ) 設備維持用消耗品については、運営に支障を来さないよう必要な設備維持消耗品を適時購入し管理を行い、不具合の生じたものについては随時更新を行う。
- (オ) 消耗により部品等の交換が必要な場合は、指定管理者が責任をもって交換する。
- (カ) その他消耗品については、施設の運営に支障を来さないよう必要な消耗品を適宜購入し管理を行う。

オ 臨時電話の設置に関すること。

開場時に臨時電話を設置し、問い合わせ、緊急時に対応すること。

(5) 事務に関する業務

ア 利用者数集計、統計資料作成に関する事務

施設の利用者数の集計資料を作成する。

イ 施設管理経費及び光熱水費等の支払事務

ウ 利用者及び利用団体からの使用料を伊東市に納付する事務

当日収受した使用料は、その日のうちに夜間金庫へ納める。

エ 開場期間終了後の事業報告書の作成事務

開場期間終了後、伊東市が必要とする事項を記載した事業報告書を作成し、開場期間終了後10日以内に伊東市に提出する。詳細については、指定管理者の指定後、協議により決定する。

オ 年間の事業計画書及び事業報告書の作成事務

12-(3)、(4)に示す年間の事業計画書及び事業報告書を作成する。

カ 事務資料の保存

事務資料については、原則として、当該年度の翌年度から5か年度を保存年限とし、保管する。

(6) その他業務

その他運営・維持管理に必要な業務

6 管理に係る人的体制

伊東市営海浜プールの施設設備を適正に管理するため、下記の担当者を配置する。

施設管理担当者 1人以上

事務担当者 1人以上

監視員 4人以上

プール衛生管理者 1人以上

施設管理担当者と事務担当者の重複は可とする。監視員については、プール開場期間中に配置し、監視員の疲労は、最小限に抑えるよう管理する。

7 リスク分担

市と指定管理者とのリスク分担は、次のとおりとする。

ただし、次に定める事項で疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、市と協議のうえ、リスク分担を決定する。

項目	内容	市	指定管理者
施設・設備等の修繕	管理上の瑕疵による施設・設備等の損傷		○
	経年劣化等による施設・設備等の損傷等で小規模なもの		○
	経年劣化等による施設・設備等の損傷等で大規模なもの	○	
施設等の更新等	施設・設備等の増設、改築、更新等	○	
利用者等への損害賠償	市の責めに帰すべき事由によるとき	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるとき		○
	上記以外の事由によるとき	協議	
情報管理	管理上の瑕疵による情報漏えい		○
引継費用	管理運営業務の開始及び終了に伴う引継のための費用		○
災害復旧に係る費用	災害により損失した施設・設備の復旧費用	○	
第三者行為による損失	第三者行為により損失した施設・設備の修繕等		○

管理運営の中止・中断	指定管理者の責めに帰すべき事由によるとき		○
	上記以外の事由によるとき	協議	
法令等の変更	管理運営に影響を与える法令等の変更	協議	

8 使用料

- (1) 伊東市営海浜プールの管理運営によって生じる使用料は、伊東市の歳入として取り扱う。
また、收受した金銭に関しては、管理を厳重に行い、速やかに処理する。
- (2) 使用料の減免については、伊東市営海浜プール条例及び同条例施行規則により、伊東市が許可するものとし、指定管理者は、その決定に従う。詳細については、指定管理者の指定後、協議により決定する。

9 施設の占有許可及び目的外使用

施設の占有許可及び目的外使用については、関係法令、条例等に基づき、伊東市が許可するものとし、指定管理者はその決定に従う。

10 管理に係る費用等

- (1) 伊東市は、指定管理者に、5に示す業務を行うための管理経費を指定管理委託料として、予算の範囲内で支払う。
- (2) 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- (3) 支払方法等詳細については、指定管理者決定後協議し、協定に定める。
- (4) 指定期間中の各年度の支払額を決定するため、伊東市営海浜プールの管理に係る収支予算書を以下のとおり作成する。

ア 伊東市営海浜プールの管理に係る収支予算書は、指定の期間全体の収支予算書と、令和6年度から令和10年度までの各年度の収支予算書を作成する。

イ 指定管理委託料については、下記の各年度の金額を上限として作成すること。(ただし、額を約束したものではない。)

年度	指定管理委託料
令和6年度	5,980千円
令和7年度	5,998千円
令和8年度	6,017千円
令和9年度	6,036千円

令和10年度	6,055千円
--------	---------

ウ 指定の期間中、特別な事情により生じた5に示す業務に係る管理経費以外の経費については、別途協議することとし、収支予算書には含めない。

(5) 指定期間中に発生する可能性のある天災、物価の上昇、制度の改正等により、指定管理委託料の上限額を超える可能性がある場合は、別途協議することとする。

1.1 業務の引継ぎ

指定期間終了若しくは指定取消し等により、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を指定期間終了の日から30日以内に提供するものとする。

1.2 事業の適正な実施に関する事項

(1) 業務の委託

指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 法令等の遵守

施設の設置目的を踏まえ、本仕様書のほか、下記に掲げる法令、条例のほか関係する法令等に基づき実施する。

ア 地方自治法

イ 都市公園法

ウ 静岡県遊泳用プール衛生管理指導要綱

エ 伊東市営海浜プール条例

オ 伊東市営海浜プール条例施行規則

カ 伊東市暴力団排除条例

キ 個人情報の保護に関する法律

ク 労働基準法等労働関係法令

(3) 事業の計画等

ア 毎年度2月末日までに翌年度の事業計画、事業予算及び人員配置計画を策定し、提出する。

イ 人員配置は、「6 管理に係る人的体制」及び本仕様書を基本として策定すること。

(4) 事業の報告等

ア 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度業務終了後60日以内に管理業務に関する以下に掲げる事項を記

載した事業報告書を提出する。

- (ア) 当該年度の事業の状況
- (イ) 当該年度における収支決算書
- (ウ) 当該年度末における財産目録
- (エ) 当該年度末における職員名簿及び当該年度における職員の異動状況報告書
- (オ) その他市長が特に必要と認める事項

このほか、指定管理者は、当該年度の開場期間終了後、速やかに利用状況及び市長が特に必要と認める事項を報告しなければならない。

イ 業務報告の聴取等

- (ア) 施設の適正な管理を期するため、管理運営の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地調査又は必要な指示を行う。
- (イ) 業務報告の聴取等の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られないときは、業務の停止、指定の取消しの措置を行うことがある。

1.3 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

(1) 協定の解釈についての疑義又は協定に定めのない事項

伊東市と指定管理者は誠意をもって協議するものとする。

(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ア 伊東市は、指定管理者の指定を取り消すものとする。
- イ 伊東市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。
- ウ 指定管理者は、次の指定管理者が円滑に伊東市営海浜プール管理運営業務を遂行できるよう施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 災害その他不可抗力等伊東市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になったときは、事業継続の可否について協議するものとする。
- イ 指定管理者選定後又は指定管理者の協定締結後、伊東市の公用又は公共用の目的において伊東市営海浜プールの用途が変更されたときは、伊東市は指定管理者の指定を取り消すものとする。

上記理由により指定管理者の指定を取り消した場合、指定管理者に損失があっても伊東市はこれを補償しない。

ウ 一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ、事前に書面により協定を解除できるものとする。

別紙

備品一覧表

番号	品名	数量	備考
1	ロッカー	24	
2	人口蘇生器	1	
3	心肺蘇生用背板	2	
4	救急用人口蘇生器	1	
5	アクアキング クリーナー	1	
6	屋外用掛時計	1	
7	監視台	3	